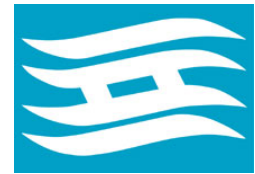


兵庫県公報

平成29年6月12日 月曜日 第5号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

選挙管理委員会告示

○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数等	ページ 1
○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1等の数	1

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第31号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成29年6月12日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 立石幸雄

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 92,637

選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 678,978



兵庫県選挙管理委員会告示第32号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定による兵庫県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数。以下「選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数」という。）は、次のとおりである。

平成29年6月12日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 立石幸雄

(選挙区名)	〔選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数〕
神戸市東灘区	57,969
神戸市灘区	36,106
神戸市中央区	35,452
神戸市兵庫区	30,202
神戸市北区	61,520
神戸市長田区	27,008
神戸市須磨区	45,781
神戸市垂水区	61,833
神戸市西区	67,670
姫路市	139,952
尼崎市	128,856
明石市	82,563
西宮市	131,897

洲 本 市	12,875
芦 屋 市	26,604
伊 丹 市	55,221
相 生 市	8,542
豊 岡 市	23,380
加 古 川 市	74,054
たつの市及び揖保郡	30,955
赤穂市、赤穂郡及び佐用郡	23,339
西脇市及び多可郡	17,710
宝 塚 市	64,429
三 木 市	22,175
高 砂 市	25,620
川西市及び川辺郡	53,162
小 野 市	13,333
三 田 市	31,570
加 西 市	12,609
篠 山 市	11,970
養 父 市	7,043
丹 波 市	18,352
南あわじ市	13,723
朝 来 市	8,839
淡 路 市	12,931
宍 粟 市	11,068
加 東 市	10,934
加 古 郡	18,161
神 崎 郡	12,289
美 方 郡	9,637